佐世保市まちづくり促進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は､本市のまちづくり活動並びに生涯学習活動の基盤である町内公民館、自治会、町内会等（以下「町内組織」という。）の振興を図ることを目的として、佐世保市まちづくり促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、佐世保市補助金等交付規則（平成１７年規則第５３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第２条　補助金の交付の対象となるものは、生涯学習の一環として行うまちづくりのための次の活動費及び事業費とする。

⑴　体育・レクリエーション活動

（例）　ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞｺﾞﾙﾌ大会、親睦球技大会、ﾏﾗｿﾝ大会など

⑵　文化活動

（例）　俳句・短歌活動、美術作品展、史跡めぐりなど

⑶　ふるさとづくり活動

（例）　花いっぱい運動、ほたるの里づくり、町内美化活動、夏まつりなど

⑷　研修活動

（例）　研修視察旅行、町内活動研修会など

（補助額）

第３条　補助金の額は、次の各号に揚げる額の合計額とし、それぞれの額は、別に定める補助金交付基準による。

⑴　町内組織に対し均一に交付する額

⑵　世帯数に応じて交付する額

２　前項の規定にかかわらず、交付申請額の合計が予算額を超える場合における補助金の額は、当該予算額と、交付申請額の合計における割合により、前項の補助金の額を按分した額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（交付申請）

第４条　町内組織は、補助金交付申請書（様式１）を、事業を行う年度の６月末日までに市長に提出するものとする。

（事前着手）

第５条　補助金の交付をうけようとする者は、補助金の交付決定後の事業着手を原則とする。ただし、着手前に事前着手届（様式２）を市長に提出したときは、この限りでない。

（交付決定）

第６条　市長は、提出された補助金交付申請書を精査のうえ、交付を決定し指令書をもっ

て町内組織に通知する。

（実績報告書）
第７条　町内組織は、事業終了後当該年度の３月末日までに、実績報告書（様式３）を市長に提出するものとする。

（請求）
第８条　町内組織は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（様式４）を市長に提出するものとする。

（交付）
第９条　市長は、適法な請求書を受領後、すみやかに補助金を町内組織の代表者又は代表者又は代表者の指定する者に交付する。

（確定手続の省略）
第１０条　補助金の確定手続については、規則第１９条の規定により、省略するものとする。

（交付の停止と返還）
第１１条　市長は、町内組織が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付を停止し、又は、補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。
⑴　不正又は虚偽の申請により補助金の交付を受けようとするとき、又は受けたとき。
⑵　事業を他の団体等に委託したとき。
⑶　事業の運営が適正でないと認められたとき。
⑷　この要綱に違反する事実があったとき。

（様式の特例）
第１２条　第４条で定める補助金交付申請書（様式１）、第７条で定める実績報告書（様式３）及び第８条で定める請求書（様式４）は、規則第２０条の規定により定めた様式の特例とする。

（その他）
第１３条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、そのつど市長が定める。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成２年４月２日から施行する。

（小佐々町の編入に伴う経過措置）

２　第３条の規定にかかわらず、編入前の小佐々町区域内の町内組織に係る補助金額については、平成１８年３月３１日から平成２１年３月３１日までの間は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年３月３１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２４年４月１９日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の様式１の規定は、この要綱の施行の日以後になされる申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成２４年１０月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の様式１の規定は、この要綱の施行の日以後になされる申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

佐世保市まちづくり促進事業費補助金交付基準

		均等配分額（円）	世帯配分額（円）	交付額計（円）
町内規模	世帯数９９以下	１０，０００	５，０００	１５，０００
	１００～５９９	１０，０００	１０，０００	２０，０００
	６００～９９９	１０，０００	１５，０００	２５，０００
	１０００～以上	１０，０００	２０，０００	３０，０００

世帯数は、毎年４月１日現在の世帯数を基準とする。